

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」における協議の場 (精神障がい者地域生活支援部会) の設置について (案)

1 経過

第 5 期障害福祉計画に係る国の基本指針において新たな政策理念として「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」が位置付けられた。

この計画の成果目標として、精神病床における長期入院患者数や早期退院率等の数値目標のほか、「都道府県、圏域及び市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」という体制整備の目標が定められた。日常生活圏域単位での地域包括ケアシステムの構築にあたり、各圏域、各市町村単位の協議の場を設置し、支援体制の確保が求められた。

本市でも国の指針を踏まえ、精神障がい者の地域生活に関する支援体制の整備等の課題を検討していく必要があることから、第 5 期障がい福祉計画の成果目標として、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置」を掲げている。

2 保健・医療・福祉関係者による協議の場「精神障がい者地域生活支援部会」

(1) 設置理由

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、医療や保健・予防等健康問題だけでなく、障がい福祉・介護の生活支援の観点や、住まい、社会参加、地域の助け合い、教育等が包括的に確保されたものを目指し構築していく必要がある。

これらのことから、大阪市障がい者施策推進協議会のもとに「精神障がい者地域生活支援部会」を設置することで、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを営むことができるよう課題を検討し施策審議を進めることが効果的かつ効率的であると考えられる。



(2) 主な協議内容

- ・地域の精神科医療や障がい福祉サービスの情報共有
- ・精神科在院患者調査等を活用した状況把握及び課題の共有
- ・精神障がい者の地域移行・地域定着支援に係る事項
- ・地域生活を支援する関係機関の連携
- ・地域生活支援に資する取組み、周知・発信及び研修・啓発等の検討
- ・その他圏域で共有すべき情報や課題の検討

(3) 委員構成イメージ

	所属等	位置づけ
1	大学等	学識経験者
2	大阪精神科病院協会	医療関係者
3	大阪精神科診療所協会	医療関係者
4	日本精神科看護協会	保健・医療関係者
5	大阪精神保健福祉士協会	保健・医療関係者
6	地域活動支援センター（生活支援型）	障がい福祉サービス事業者の代表
7	地域包括支援センター	高齢者支援事業者の代表
8	大阪精神障害者連絡会	障がい者団体等の代表
9	精神障害者家族会	障がい者団体等の代表
10	自立支援協議会の代表	

※事務局：健康局 こころの健康センター

福祉局 障がい福祉課、障がい支援課、地域福祉課、高齢福祉課、保護課、自立支援課

他部局 （検討中）

(4) 今後のスケジュール（予定）

R2.10月 大阪市障がい者施策推進協議会で部会設置を提案

R3.2～3月 第1回精神障がい者地域生活支援部会を開催